

境港公共マリーナ利用ルール

(令和2年4月1日現在)

指定管理者 (有)境港三栄マリン

境港公共マリーナ（以下「マリーナ」という。）を利用する皆さんは、マリーナが公共施設であることを十分認識し、境港港湾施設条例、境港公共マリーナ管理棟施設等使用規程、海上衝突予防法、港則法などの関係法令を遵守し、また次の事項を守って安全で楽しい施設利用を行ってください。

*** 遵守できない場合には、利用許可の取消しを行うことがあります。**

1. 施設利用について

(1) 利用許可について

利用許可は、4月1日から3月31日までの1年間です。年度の途中から許可を受けても3月31日で年度更新となります。年度途中で許可を受けた場合、専用利用料は月割となります。

[「境港公共マリーナけい留施設使用許可申請書」](#)

[「境港公共マリーナ船舶保管施設使用許可申請書」](#)

(2) 専用利用料金およびロッカー利用料金のお支払い

ア 保管施設及び係留施設、ロッカーの専用使用の許可を受けた方は許可を得た後、専用利用料金を(有)境港三栄マリンが発行する請求書により、お支払いください。

[「境港公共マリーナ管理棟使用許可申請書（ロッカー欄）」](#)

なお、既に納入された利用料金については、還付しません。ただし、許可を受けた者の責めに帰さない理由により、許可が取り消された場合は、申請により当該取消しの日の属する月の翌月以後の残月数に対応する分を還付します。また、施設の使用が、営利目的の場合は、当該施設の使用料と同額の金額を加算した額の使用料を徴収します。

イ 支払い方法については、請求書の明細をご確認のうえ、すみやかにお振込み、又は現金にてお支払いください。ただし、お振込みに係る手数料は、ご負担いただきますようお願いいたします。一般利用者については、現金にてお支払いください。

(3) 休港日・利用時間

ア 休港日 12月29日～1月3日 休港日においても係留中の艇は、出入港ができます。

イ マリーナ職員常駐時間

繁忙期（4月から10月まで） 午前6時00分から午後8時00分まで、
繁忙期以外（11月から3月まで）午前7時00分から午後7時00分まで
とします。

ウ 休港日等を変更するときはマリーナホームページ・掲示その他の方法によりお知らせいたします。

(4) 艇の保管

ア 保管場所

艇は使用許可を受けた際に指定された場所に陸置きまたは係留してください。
ただし、施設の管理上、指定する場所を保管期間中に変更することがあります。

海上係留者は、悪天候において海上に係留しておくことが危険であると判断したときはマリーナに申し出てマリーナの指示する場所に陸揚げし、マリーナが必要と認める期間陸上保管することができます。

また、保管艇の実態のない状態での専用使用は、認めません。別途ご相談ください。

イ 保管の責務

保管中の艇の盗難、毀損等についてはマリーナではその責任を負いません。マリーナ職員が常駐する時間帯においては、マリーナの見回り・監視は実施しますが、艇の保管管理については利用のみなさん各自の責任において実施し、盗難防止等に努めてください。また、台風や暴風警報等が発せられた時は速やかに艇の状況等を点検し、他艇に被害を及ぼさないよう十分な措置を講じてください。

ウ 紛争の解決

施設や他の艇等に損害を与えたときは、速やかに届け出るとともに利用者の責任において、その損害を賠償し、また紛争の解決を図ってください。

エ 更新の手続

使用許可期間満了後も引き続き使用を希望するときは、期間満了日の30日前までに「境港公共マリーナ船舶保管施設使用許可申請書」「境港公共マリーナけい留施設使用許可申請書」により更新の手続を行ってください。

オ 許可事項等の変更

使用期間中に申請内容（艇の入替等）に変更があるときは、新たな許可申請が必要となります。また、氏名・住所等に変更があるときも速やかにマリーナに提出してください。

「境港公共マリーナ使用許可事項変更届」

カ 艇の一時搬出及び再搬入

使用期間中に艇を一時搬出しようとするときは、マリーナに所定の届け出をし、また再搬入しようとするときはマリーナの確認をうけてください。

「境港公共マリーナ船艇（搬入・搬出）届」

キ 権利の譲渡等の禁止

使用許可に基づく権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を第三者に使用させることはできません。

ク PB（プレジャーボート）保険加入のすすめ

プレジャーボートの事故に対する対人賠償、対物賠償等を補填するPB責任保険の加入をおすすめします。

（5）営業行為の禁止

マリーナ内においては、営業許可を受けた者以外一切の営業行為及びこれに準ずる行為はできません。

(6) 給電施設の利用

給電施設を利用するに当たっては、「給電施設使用簿」に記入の上、利用料金を現金で納入して利用してください。給電施設の鍵の開閉は職員が行います。

専用利用のオーナーの皆様は、利用料金の納入はございません。（専用利用料金内に含まれます）利用の皆さん各自が節電に心掛けて使用してください。ただし、営利目的として使用する場合は料金徴収いたします。

「境港公共マリーナ給電施設使用許可申請書」

(7) 水道施設の利用

水道施設を利用するに当たっては、「水道施設使用簿」に記入の上、メーター付ホースを受け取り、利用料金を現金で納入して利用してください。

専用利用のオーナーの皆様は、利用料金の納入はございません。（専用利用料金内に含まれます）利用の皆さん各自が節水に心掛けて使用してください。ただし、営利目的として使用する場合は料金徴収いたします。

「境港公共マリーナ給水施設使用許可申請書」

(8) 研修室（会議室）・食事室・炊事室の利用

研修室（会議室）・食事室・炊事室ほか、管理棟内施設を利用するに当たっては、「境港公共マリーナ管理棟使用許可申請書」を提出し、利用料金を現金で納入して利用してください。利用後は机、椅子等の整理・整頓を行ってください。利用の予約も受け付けます。なお、研修室（会議室）・炊事室での飲酒は禁止します。

「境港公共マリーナ管理棟使用許可申請書」

(9) シャワーの利用

利用料金を現金で納入して利用してください。

「境港公共マリーナ管理棟使用許可申請書（シャワー欄）」

(10) 営業時間外の入出

営業時間外の入出りは管理棟裏の出入り口からお願いします。施錠の開閉方法はお知らせします。施錠につきましては、管理上不定期に交換いたします。交換1ヶ月前には、オーナーの皆様へはご案内いたします。

なお、管理棟内への営業時間外の入出りはできません。

(11) その他利用上の注意事項

- ア マリーナ内における花火・釣り及び遊泳、飲酒は禁止します。
- イ ゴミその他の衛生上有害なものを投棄し、又は放置しないでください。各自、持ち帰っていただきますようお願いいたします。
- ウ ヤード内への自動車等の乗り入れはオーナー様の自動車1台までです。同船される方につきましては、指定駐車場に駐車をお願いします。また、開館時間外は、ヤード内の自動車の出入りはできません。ヤード内では、最徐行での運転をお願いします。ヤード内における、車両によるトラブルについては、マリーナではその責任を負いません。

乗り入れされる車両については、申請により管理棟において登録後、「乗り入れ許可証」を発行いたします。複数の車両をお持ちのオーナー様は、乗り入れされる全ての車両について申請を行ってください。また、乗り入れ時は、許可証を車両の見えやすい場所に掲出してください。

また、他の利用者の迷惑になりかねない場合は、ヤード内の駐車を制限させていただきますことあります。

「境港公共マリーナ乗り入れ車両申請書」

「境港公共マリーナ乗り入れ車両許可証」

- エ マリーナ内に危険物（必要以上の油類、及び爆発物等）の持ち込みはできません。また、不審物を見つけられましたら、お手を触れずに、速やかに管理員にご連絡ください。
- オ 利用のみなさんが自ら艇の修理・整備を行う場合は、マリーナに連絡した上で、他の利用者に迷惑を及ぼさないよう行ってください。
- カ マリーナ内でのテントでの宿泊等は禁止します。
- キ その他、当方にて不適切と判断した行為につきましては、注意をし、行為の即時禁止を求めます。

2. 航行について

出港中の安全航行については、艇長の責任です。マリーナは責任を負いません。緊急トラブルが発生した場合、マリーナ職員が常駐している時間帯は関係機関への連絡は可能ですが、救助活動等の対応は基本的に、休日祝日の除く、9:00～16:00の間となります。マリーナ職員が常駐していない時間帯は、原則対応できません（対応できても、初動が遅れます。）ので、その旨ご了承ください。

(1) 出港の判断（なるべく複数艇で出港してください。）

艇長は、出港に当たっては次の事項を確認し、安全な航行を配慮した上で艇長自らの責任において出港してください。

- ① 気象海象情報を十分に把握してください。
- ② エンジンの調子、船体の異常の有無及び燃料搭載を確認してください。
- ③ 救命具、消火器、発煙筒等必要な備品・書類等を必ず携行してください。
- ④ 酒、薬物により正常な操船ができない恐れのあるときは、出港しないでください。

(2) 出港停止

艇長は、天候、艇の堪航性、自己の技量等を考慮して遭難等の事故を起こさないよう十分注意してください。特に危険の予想される次の場合、マリーナでは出港停止勧告や措置を講ずることがあります。

- ① 風雨、波浪等の警報が発令されているとき。
- ② 瞬間最大風速が毎秒10メートル以上のとき。
- ③ 視界が1000メートル以下のとき。
- ④ 前各号の他、マリーナ安全管理者が事故防止上必要と認めるとき。

(3) 出入港届

- ア 艇長は、出港しようとするときは出入港届をマリーナに提出し、入（帰）港したときは直ちにその旨を報告してください。
- イ マリーナ職員が常駐していない時間帯に出入（帰）港するときは、別途指定された場所に入出港届を提出してください。

「境港公共マリーナ出（帰）港届」

(4) 航行上の注意事項

- ア 漁場及び工事区域への乗り入れをしないでください。
- イ 操業中の漁船及び漁網等には接近せず、かつ、操業を妨げないようにしてください。
- ウ 海水浴場への乗り入れをしないでください。
- エ 一般船舶への接近、境港の航路付近では航行はしないでください。
- オ 最大搭載人員は厳守するとともに、航行中は全員救命胴衣を着用してください。

(5) 緊急時の対応

緊急時には、艇長自らの責任において海上保安部またはマリーナに連絡を行ってください。

(6) 救助体制

入（帰）港予定時間から著しく遅れ、連絡が無い場合、マリーナは、海上保安部等に捜索を要請します。また、エンジントラブル等の場合、必要に応じてマリーナで捜索、救助活動を行います。この場合、救助料金を、利用者において負担していただきます。

*** マリーナ職員が常駐していない時間帯の場合は、原則対応できません。**

(7) ディンギーヨット

- ア 帆走は可能な限り、複数艇で行動してください。
- イ 高校生以下の利用については必ず責任者同伴をお願いします。
- ウ 集団練習を行う場合には、可能な限り警戒艇を出動させてください。

(8) 利用者の相互協力

マリーナの利用者は、遭難、事故を発見したとき又は救助の依頼があったときは、必要に応じマリーナへの連絡、救助等を行い、お互いに助け合ってください。

3. 上下架・船台について

(1) 上下架 (詳細・料金表は別記)

ア 保管艇の上下架は、利用のみなさんの申し込み順とし、原則として利用者立会のうえ、マリーナ職員が行います。申し込みは出入港届を提出時にマリーナに申し出てください。

「境港公共マリーナ揚降施設使用許可申請書」

イ 保管施設利用艇で、マリーナ職員が常駐していない時間帯に出港される方は、下架の予約が必要となります。 出港前日の午後2時までに下架の予約をしてください。(時間厳守のこと、予約状況および気象海象状況により予約をお断りすることがあります。)

ウ 上下架は利用のみなさんの立会いが原則です。

エ 8 t ウインチ上下架は、レールランプ方式で船台が海水に浸かる方式です。
2.8 t クレーン上下架は、クレーンを利用して艇だけを上下架します。また、陸上移動は、フォークリフトで牽引します。

オ 海上係留艇でウインチ、クレーンにて上下架不可能な艇については、別途にクレーン等を使用します。事前にマリーナにご相談ください。

(2) 船台

船台は、マリーナの指定する規格に合い、陸上移動及び海水着水に耐えるものを利用のみなさんご自身にて用意し、申請の上管理してください。専用利用者は1艇につき、1台の船台の保管ができます。規格外の船台では安全上、上下架作業ができません。詳しくは、マリーナにご相談ください。

「境港公共マリーナ保管台車届」

4. 給油、修理等について

(1) 給油

ア 艇への給油は、営業時間内に各自で行ってください。

イ 給油に当たっては、利用のみなさんはマリナー職員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- ① タバコ等一切の火気を禁止します。
- ② 給油時は、エンジンを停止し、ハッチを開放してください。

(2) 修理・整備

修理ヤード区画を設けております。各自で他の利用者の迷惑にならないよう、お願いします。ただし、台風・風浪時、冬季避難ヤードとしても利用しますので、1艇につき、年間3ヶ月以内を限度にご利用ください。(3ヶ月を超える利用期間については、保管料金を月割りにてお支払いいただきます) オーナー様以外の方の修理ヤードの利用は、規定により、一般利用とさせていただきます。催し物以外の営業目的の利用は通常料金分を上乗せした利用料金になります。